

とっとり農業会議情報

第42号
発行:平成27年 3月31日
編集:鳥取県農業会議

主 な 内 容

- ◇ 第90回通常総会開催(3月27日) 1頁
- ◇ 農業委員会会長・事務局長会議(トップセミナー)開催(2月20日) 1頁
- ◇ 鳥取県稲作経営者会議(2月25日) 鳥取県農業法人協会(3月23日) 総会開催 2頁
- ◇ **農政対策ニュース** 農業委員会に関する法律の改正案骨子 2頁
- ◇ 鳥取県農業者年金連盟研修会を開催(3月13日) 4頁

鳥取県農業会議第90回通常総会を開催(3月27日)

鳥取県農業会議の第90回通常総会が3月27日、鳥取市・白兔会館で開催され、平成26年度一般会計の補正予算及び平成27年度事業計画及び歳入歳出予算などを附議、いずれも原案どおり可決承認された。

総会終了後、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(骨子)」についての説明、あわせて今後、国会等へ制度の施行、運用について要請活動を行うこととされた。



挨拶する川上会長

農業委員会会長・事務局長会議(トップセミナー)を開催(2月20日)

農業会議は、県農業委員会会長協議会(福田昌治会長)と共催で2月20日、三朝町の「ブランナルみささ」でトップセミナーを開催。県内19市町村の農業委員会会長及び事務局長、県の関係者ら54人が出席した。今回のテーマは①人・農地問題における農業委員会の役割・取り組みについて②農業委員会組織・制度改革についての2点を解説等を交えて理解を深めた。

セミナーでは、人・農地問題解決のための農業委員会の役割について、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構の上場重俊理事長から、県内の農地中間管理事業の取り組みや同機構が実施している新規就農研修制度「アグリスタート研修」の研修生の農地確保に関する考え方等について講演があった。また、鳥取市をはじめ5つの農業委員会から農地中間管理事業について農業委員研修開催状況等報告があった。



次いで、農業委員会組織・制度改革について、農業会議の川上一郎会長から、農業委員会系統組織の要請と制度改革の検討状況について解説があった。出席した農委会長からは、鳥取大学の協力を得て農地一筆調査を実施し課題が浮き彫りになったことの報告や、農業委員会制度改革について意見が多く出された。

鳥取県稲作経営者会議総会開催（2月25日）

鳥取県稲作経営者会議（藪内孝博会長）は2月25日、湯梨浜町の水明荘で平成27年度定期総会を開催し、平成27年度事業計画及び収支予算などの議案をすべて可決承認した。事業計画の中で、①低コストで高収益な稲作②良質で売れる米つくりの実現③会員相互の連絡や研究会への参加による情報収集や経営能力の向上を目指すことなどを決定した。

総会後の研修会では、鳥取県農業農村担い手育成機構の小林勝志常務から農地中間管理事業の現在の取り組み状況報告や県農業試験場から飼料米の栽培方法などの説明を受けた。

農業法人協会総会開催（3月23日）

鳥取県農業法人協会は3月23日、湯梨浜町の水明荘で平成26年度通常総会を開催した。役員改選が行われ、会長に(有)いわみ農産代表取締役の北村凱男氏、副会長に(有)アグリフロンティア代表取締役の米山幹雄氏が就任した。平成27年度事業計画では、他県の農業法人との交流を目的に先進地への視察や消費者へ農業法人協会をアピールするためのパンフレットの作成などが決定した。総会後の研修会では、関係機関・団体から農業法人への支援策について研修した。

農政対策ニュース

農業委員会に関する法律改正案骨子公表（3月19日）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の骨子の概略（農業委員会法関係）

趣旨

- (1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく農政改革（6次産業化による高付加価値化、海外マーケットも視野に入れた需要の開拓、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・農地利用の最適化等）が成果をあげるためには、政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備していくことが必要不可欠である。
- (2) このため、農業協同組合・農業委員会・農業生産法人について見直しを行う。

◇農業委員会法の改正

1 農業委員会の事務の重点化

- ① 農業委員会は、農地法に基づく権利移動等に関する許可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化、及び高度化の促進）を行うことを明確にし、農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めるものとする。
- ② 農業委員会の法令事務としては、農業・農民に関する意見の公表等は規定しないものとする。
- ③ 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとする。

2 農業委員の選出方法の変更

- (1) 農業委員の公選制は廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命することとし、その際、市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し委員候補者の推

薦を求め、また募集を行い、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理・公表するとともに、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないこととする。

- (2) 区域内の認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、委員の過半は認定農業者でなければならないものとするとともに、農業委員会の事務に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないものとする。

また、市町村長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

- (3) 議会推薦・団体推薦による選出制度は廃止する。
 (4) この法律の施行の際現に在任する農業委員については、その任期満了の日までの間、従前の例により在任することとするなど、所要の経過措置を設ける。

3 農地利用最適化推進委員

- (1) 農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱することとし、推進委員は、担当区域において、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進）のための活動を行うこととする。

ただし、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化等が相当程度図られていることなどを考慮して政令で定める基準に該当する場合等には推進委員を委嘱しないことができることとする。

- (2) 推進委員は、農業委員会が定める区域ごとに農業委員会が委嘱することとし、その際、
 ① 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業委員会の定める区域ごとに、農業者等に対し推進委員候補者の推薦を求め、また募集を行い、
 ② 農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理・公表するとともに、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないこととする。
 (3) 推進委員は、農業委員と兼ねることができないこととし、また、推進委員は、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会に出席して意見を述べるができることとする。

また、農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるときには、農業委員会は推進委員の意見を聴かなくてはならないこととする。

さらに、推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めるものとする。

- (4) 推進委員の定数は、農地等の利用の効率化及び高度化の状況等を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めることとする。

(4、5省略)

6 農業委員会ネットワーク機構

都道府県知事又は農林水産大臣は、農業委員会相互の連絡調整等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを都道府県又は全国にそれぞれ一を限って農業委員会ネットワーク機構として指定することができるものとし、都道府県農業会議又は全国農業会議所は円滑に機構に移行できるものとする。

◇農地法の一部改正

1 農地を所有できる法人の要件の緩和

農地を所有できる法人の要件について、以下の見直しを行うとともに、その呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改める。

- ① 役員 of 農作業従事要件について、役員等のうち1人以上の者が、農作業に従事すればよいこととする。
 ② 議決権要件について、農業者以外の者の議決権が総議決権の2分の1未満までよいこととする。

◇施行期日 平成28年4月1日（附則の一部は公布日から施行）

県農業者年金連盟研修会を開催（3月13日）

県農業者年金連盟（近藤貞裕会長）は3月13日、湯梨浜町「水明荘」で研修会を開催し、農業者年金受給者の組織や事務局職員ら52名が出席し熱心に研修を受けた。同研修会では独立行政法人農業者年金基金の本田かおり氏が「農業者年金の加入推進について」と題して研修し、農業委員と農業者年金友の会との連携による加入推進について事例も含めわかりやすく説明した。



続いて倉吉警察署生活安全課の来福浩司氏が「農作業事故防止対策、農機具、農作物の盗難について」講演し、近年増加傾向にある身近で具体的な事例の紹介、防犯対策のアドバイスなど熱く語りかけた。受給者の皆さんは、誰もが被害者となり得る現実を再認識し聞き入っていた。

< 常任会議員会議だより >

第11回常任会議員会議（平成27年 2月27日開催）

議 事 ・農地法第4条諮問答申 4件 2,566.81㎡
 ・農地法第5条諮問答申 19件 17,149.57㎡

協議報告 ○鳥取県農業活力増進プラン（案）について
 ○農業委員会改革「法制度等の骨格（検討案）」の施行運用に向けた提案・要望

第12回常任会議員会議（平成27年 3月27日開催）

議 事 ・農地法第4条諮問答申 4件 2,448.00㎡
 ・農地法第5条諮問答申 23件 15,952.17㎡

協議報告 ○農業委員会に関する法律改正案の骨子について

農業会議関係会議等予定（平成27年4月～5月）

4月17日（金）新任農業委員会職員研修会〈水明荘〉
 28日（火）第1回常任会議〈日本海新聞小ホール〉

5月1日（金）市町村農業委員会事務局長会議〈水明荘〉
 27日（水）第2回常任会議〈日本海新聞小ホール〉
 28日（木）全国農業委員会会長大会〈東京都〉

【編集後記】

さて、明日から新年度が始まります。昨年1年間も後ろを振り向く余裕や先を見通す余裕もなく駆け足で過ぎていきました。農業委員会に関する法律の改正案も国会に上程され、農業委員会は新たな組織へと移行することとなります。我々系統組織は今後も地域の農業者のみならず、広く住民の方から理解され支持される組織であり続けることが必要です。そのため、今後も、現場主義を第一に農業委員会活動の支援を基本に本会事務局一同頑張ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。（Y.K）